

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域新電力」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に定める経済産業大臣の登録を受けた電気の地産地消を目標にした地域密着型の小売電気事業を営む者をいう。
- (2) 「再エネ100宣言RE Action参加企業」とは、2050年までに自社の使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す国内の枠組み「再エネ100宣言RE Action」に参加する者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内の地域新電力や再エネ100宣言RE Action参加企業等による県内企業等の再エネ100宣言RE Action参加につながる取組及び県内の再エネ100宣言RE Action参加企業等の省エネ・再エネ設備導入経費を支援することにより、2030年のSDGs達成及び2050年のゼロカーボン社会実現に向けて、県内企業等に使用電力の再エネ100%転換を目指す取組の普及啓発と実効性の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について同表の第2欄の要件を満たす同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は重複する対象経費を補助対象としないものとする。
- 4 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに

行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産処分の承認)

第9条 補助事業者は、規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価500千円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率
再エネ100宣言 RE Action 拡大等支援事業	<p>自社の特徴を活かし、かつ市町村や地域と連携して実施する企業の再エネ100宣言 RE Action 参加拡大につながる普及啓発の取組で以下のいずれかの要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の環境配慮経営の推進や持続可能な社会の担い手・環境リーダーの育成につながる取組 ・企業の省エネ推進・再エネ導入につながる動画制作等の普及啓発媒体の作成 ・企業のつながりが生まれ絆が深まる、地域の課題解決に向けた SDGs を意識した分野横断的かつ試行的な取組 	<p>県内に本店・本社がある以下の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力 ・再エネ100宣言 RE Action 参加企業（事業実施年度内に参加意向のある企業を含む） 	<p>補助事業の実施に要する次の経費（「2 補助要件」を満たすものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費、旅費、消耗品費、使用及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、委託費、備品購入費、その他補助事業に要する経費 	<p>1/2 以内 （1 事業所当たり 500 千円を上限とする）</p>
省エネ対応設備導入支援事業	<p>使用電力を100%再エネに転換することを目的に省エネ診断を実施し、かつ診断結果に基づく省エネ性能の高い設備への更新で、次のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器・設備は未使用品であること（リース及び割賦販売は対象外） ・申請者が発注する事業者は県内事業者であること ・設置工事を行う事業者は県内事業者であること ・省エネ対応設備を導入する場所は県内であること 	<p>県内に本店・本社がある以下の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ100宣言 RE Action 参加企業（事業実施年度内に参加意向のある企業を含む） 	<p>補助事業の実施に要する次の経費（「2 補助要件」を満たすものに限る）</p> <p>(1)省エネ診断に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費、旅費、消耗品費、使用及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、委託費、その他補助事業に要する経費 <p>(2)省エネ対応設備導入に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費、その他補助事業に要する経費 <p>※省エネ診断の実績がある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断に要する経費及びその結果に基づく省エネ対応設備導入に要する経費であること</p>	<p>1/3 以内 （1 事業所当たり 500 千円を上限とする）</p>
太陽光発電設備導入支援事業	<p>太陽光発電で発電した電気を原則、全量自家消費等の事業活動に使用することを目的とする設備導入で、次のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器・設備は未使用品であること（リース及び割賦販売は対象外） ・日本工業規格、IEC等の国際規格に適合していること ・申請者が発注する事業者は県内事業者であること ・設置工事を行う事業者は県内事業者であること ・太陽光発電設備を導入する場所は県内であること 	<p>県内に本店・本社がある以下の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ100宣言 RE Action 参加企業（事業実施年度内に参加意向のある企業を含む） 	<p>補助事業の実施に要する次の経費（「2 補助要件」を満たすものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費、その他補助事業に要する経費 	<p>46 千円/kw （1 事業所当たり 460 千円を上限とする）</p>
IoT 技術を活用した RE100 電力調達支援事業	<p>将来的に、再エネ100宣言 RE Action 参加企業が再エネ由来電力を安価に購入できるよう、IoT 技術を活用した再エネ電力の需給調整(再エネマネジメント)システムの構築を目指すもの</p>	<p>県内に本店・本社がある以下の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力 	<p>補助事業の実施に要する次の経費（「2 補助要件」を満たすものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費、旅費、消耗品費、使用及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、委託費、備品購入費、その他補助事業に要する経費 	<p>1/2 以内 （1 事業所当たり 2,000 千円を上限とする）</p>

※申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費を含めないこと

様式第1号（第5条、第8条関係）

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業計画（報告）書

1 対象補助事業名	<input type="checkbox"/> 再エネ100宣言RE Action拡大等支援事業 <input type="checkbox"/> 省エネ対応設備導入支援事業 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備導入支援事業 <input type="checkbox"/> IoT技術を活用したRE100電力調達支援事業 ※ □にレを入れてください
2 事業の目的及び期待される効果	
3 事業の内容	
4 事業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※交付決定日以前に着手した事業、終了予定日以降に実施した事業は補助対象とならないので記載にあたって注意すること
5 他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 ※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
6 再エネ100宣言RE Actionへの加入	令和 年 月加入（令和 年 月加入予定）
7 特記事項	

※添付書類

【交付申請時】

- 対象補助事業が省エネ対応設備導入支援事業及び太陽光発電設備導入支援事業の場合は以下資料を添付
 - ・省エネ診断実施計画書（省エネ対応設備導入支援事業に限る）
 - ・事業実施主体の概要が分かる資料
 - ・導入機器・設備に係る計画資料（設置場所までの案内図、機器・設備の配置図、システム図（単線結線図等）、機器・設備の規格等が分かる資料及び現況写真）
 - ・（対象システムを設置する建物の所有者が申請者と異なる場合）設置についての承諾書
 - ・県税納税証明書（直近3ヶ月以内のものに限る）

【実績報告時】

- 対象補助事業が省エネ対応設備導入支援事業及び太陽光発電設備導入支援事業の場合は以下資料を添付
 - ・省エネ診断実施報告書（省エネ対応設備導入支援事業に限る）
 - ・導入機器・設備に係る報告資料（設置場所までの案内図、機器・設備の配置図、システム図（単線結線図等）、機器・設備の規格等が分かる資料及び完成写真）
 ※完成写真以外、申請時に提出した事業計画書添付資料と変更がない資料は添付不要。
 ※他の補助金等を受けた場合は、交付決定通知書、実績報告書及び補助金額確定通知書等の写し

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額（決算額）	内訳
県補助金		
自己財源		
その他収入		
合計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額（決算額）	内訳
合計		

3 その他

消費税及び地方消費税の取扱い

- 補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれません
※補助対象経費を確認の上、にレを入れてください

※添付書類

【交付申請時】

■内容、補助対象経費の明細（見積書・仕様書等の写し）

【実績報告時】

■補助事業に係る契約書又は注文書、領収書の写し

様

職 氏 名

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100000929号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。